

第3節 動員配備計画

第1項 市の動員配備計画

第2項 風水害の事前対策

第3項 指定地方行政機関等の動員配備体制

第1項 市の動員配備計画

1. 配備体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じ警戒及び災対本部を設置し、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

配備区分		配 備 内 容
市 部 警 戒 本	警 戒 配 備	気象業務法に基づく注意報が発令される等、災害が発生するおそれがある場合、各班の連絡担当職員及び災害予想箇所等の警戒にあたる職員が配置につき、状況により第1次配備に移行しうる体制とする。
市 災 対 本 部	第 1 次 配 備	気象業務法に基づく警報が発令される等、現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害発生が予想される場合、各班の所要の人員は配置につく。 また、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも第2次配備に移行しうる体制とする。
	第 2 次 配 備	市の局地的にわたって災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、または市全域ではないが被害が重大な場合、第1次配備に所要の人員を追加する。
	第 3 次 配 備	市の広範囲にわたって大規模な災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、または市全域ではないが被害が特に重大な場合は全職員が配置につく。

(1) 配備要領

- 1) 市災対本部設置時において各部長は、それぞれの部の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実績に即した方法により定めておくものとする。
動員要領は、本章第1節の市災害対策本部組織系統図に示す。
- 2) 市災対本部長から配備の指示を受けた各部長は、速やかに各班長に通知し配備体制を整える。
- 3) 配備を完了した各班長は、配備完了の旨を速やかに各部長に報告し、各部長は、市災対本部長へ報告しなければならない。

2. 配備の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市災対本部を設置し、各職員に対し電話、府内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 職員に対する伝達

- 1) 市災対本部において、配備の決定がなされ、動員のある場合は、動員配備表にしたがい行う。
- 2) 動員の伝達は、市災対本部指令により、庁内放送または電話等で行う。
- 3) 職員の配備は、動員配備表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。
- 4) 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。
- 5) 休日または退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。

(2) 職員の非常動員

- 1) 職員は、勤務時間外または休日等において災害が突発した場合、または災害が発生するおそれがある情報を察知したときは、所属の班長等との連絡をとり、または自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
- 2) 総務班は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、市災対本部の設置について市行政無線、電話等最も早い方法で職員に伝達する。

(3) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

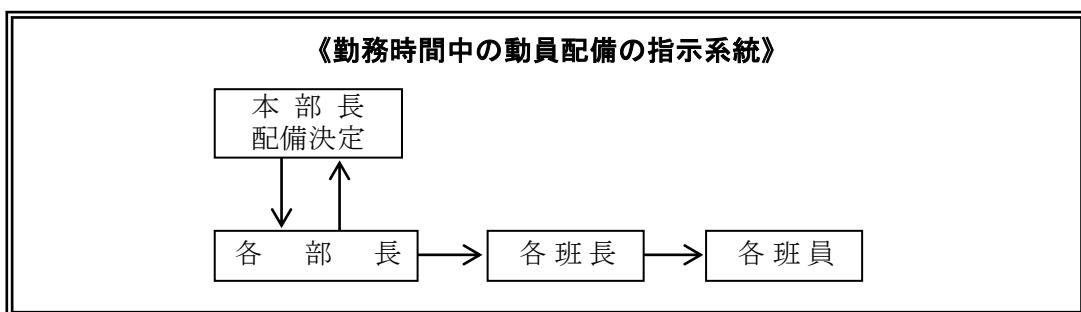
(4) 配備の決定及び変更

- 1) 本部長は、災害の発生が予想されるとき、または災害の状況により配備体制を決定する。
- 2) 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

(5) 応援のための動員

災害対策活動を行うに当たり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は所属の部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

(6) 災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。



(7) 勤務時間外（退庁後及び休日）

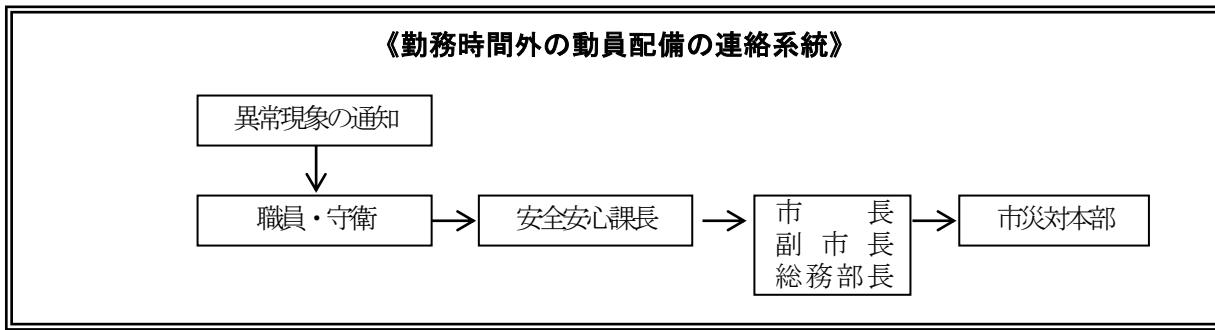
- 1) 市職員及び守衛は、夜間及び休日、退庁時において、気象業務法に基づく注意報または警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、安全安心課長に連絡し、安全安心課長は市長、副市長、総務部長等と協議し、市災対本部設置の検討を行う。

- 2) 動員の伝達は、市災対本部指令により、電話連絡等で行う。

3) 非常伝達

当直者は、次の情報を覚知したときは安全安心課長に連絡し、安全安心課長は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。

- ア. 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- イ. 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき



(8) 職員の自主集合基準

1) 集合基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し、または被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

2) 登庁場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「最寄りの小学校及び中学校、公共施設」に自主集合し、当該小学校及び中学校、公共施設において編成される「地区情報連絡班」にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3. 配備要員

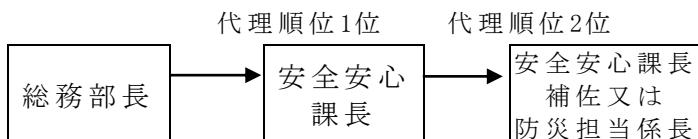
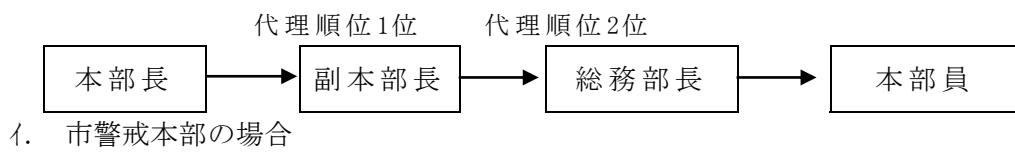
《動員配備表》

		本部長 副本部長	市長 副市長	・ 教育長							
部名	部長	班名	担当課等	班長	警戒 配備体制	災害対策 第1次 配備体制	災害対策 第2次 配備体制	災害対策 第3次 配備体制			
総務部	総務部長 議会事務局長	総務班	総務課 管財課 人権政策課 男女共同参画推進課 選挙管理委員会 安全安心課 議事課	安全安心課長	各部長 各班長	各部長 各班長	各部長 各班長	全職員			
			財政班	財政課	財政課長						
企画政策部	企画政策部長	広報班	秘書広報課 人事課	秘書広報課長	安全安心課 職員 その他班長 が必要と認 める職員	安全安心課 職員 その他班長 が必要と認 める職員	課等の長 補佐 係長 主査	課等の長 補佐 係長 主査			
		物資調達班	戦略企画課 会計課 監査委員事務局	戦略企画課長							
市民生活部	市民生活部長	情報収集班	市民課 税務課 収納課	市民課長	市民課長 環境課長 市民協働推進課長	市民課長 環境課長 市民協働推進課長	主査 安全安心課 職員 その他班長 が必要と認 める職員	主査 安全安心課 職員 その他班長 が必要と認 める職員			
		環境班	環境課	環境課長							
		地域避難所班	市民協働推進課	市民協働推進課長							
健康福祉部	健康福祉部長	災害救助班	生活福祉課 健康推進課 子育て支援課 保育所 国保年金課 高齢者支援課	生活福祉課長							
建設経済部	建設経済部長	建設班	建設課 高尾川・鷺田川治水対策室 維持管理課 都市計画課 区画整理課	建設課長							
			商工農観光課 農業委員会事務局	農政課長							
上下水道部	上下水道部長	上下水道班	企業総務課 業務課 工務課	企業総務課長							
教育部	教育部長	教育施設班	教務課 学校教育課 学校給食課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	教務課長							

(1) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

- 1) 市災対本部及び市警戒本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

ア. 市災対本部の場合



- 2) 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、“総務班”は、市長に対して次の必要事項を報告し、市長は市災対本部を設置する。

(報告事項等)

ア. 市長等の所在の確認

イ. 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況

ウ. 市災対本部の設置

エ. 登庁方法の確認

オ. その他必要な事項

- 3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、または事故がある場合は、副市長のほか市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、市災対本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

- 4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、または市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、または職務を引き継ぐ。

(2) 職員の状況把握及び業務

- 1) 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班毎にとりまとめて“総務班”に報告する。
- 2) 各班を統括する者は、職員の登庁状況について“総務班”に定期的に報告する。
- 3) “総務班”は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
- 4) “総務班”は、市災対本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

(3) 情報の収集について

- 1) 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握しながら、速やかに集合し、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、“総務班”に報告する。
- 2) “総務班及び消防団”は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

第2項 風水害の事前対策

《基本方針》

風水害については、気象予報等により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するために災害発生直前における情報収集・伝達、住民の避難誘導、災害防止活動等が極めて重要であるため、次の点に留意し対策を講ずる。

1. 水防活動体制

風水害が発生する危険性があり、市災対本部の設置に至らない段階においては、水防計画に則り、適切な水防活動を行う。

2. 避難誘導活動

(1) 警戒活動の実施

市は、災害発生のおそれがある場合、河川管理者、消防団等と連携を図り気象情報等に十分注意し、水害危険箇所や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

(2) 要避難地域の早期把握

市は、必要と認められる地域の居住者、滞在者、災害時要援護者に配慮し、避難勧告・指示等をはじめ迅速かつ的確な避難対策に着手できるよう避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、災害により大きく異なるため、市は各種の情報収集を踏まえ、避難要否を判断する。

(4) 早期避難の実施

市は、風水害の発生のおそれがあると認められる場合、対象地域の住民への迅速かつ的確な情報の伝達や避難のための準備、避難勧告・指示等の必要な措置を行い、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に際しては、次の点について事前に計画・検討を進めておく。

- 1) 避難誘導員、避難所管理責任者等の選定
- 2) 避難所・避難路の選定、避難所の開設
- 3) 避難誘導方法、手段（緊急移送方法等）
- 4) 災害時要援護者の状況把握及び避難対策

3. 災害未然防止活動

市は、災害発生のおそれがある場合、各施設管理者との連携により事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害発生の防止に努める。

(1) 河川堤防等の巡視

市は、水面上危険と判断される箇所について河川堤防等の巡視を行い、災害防止活動を実施する。

(2) 堤、水門等の適切な措置

市は、洪水の発生が予想される場合には、施設管理者と連携して、降水量・水位等の状況に応じて水害未然防止に必要な措置を行う。

危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係機関に通知するとともに、住民に対して周知する。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

市は道路管理者と連携して、降水量等の状況に応じて、パトロール及び事前規制等の必要

措置を行う。

第3項 指定地方行政機関等の動員配備体制

1. 指定地方行政機関等の動員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令または防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務または業務を的確かつ円滑に実施できるよう動員配備の要請を行う。

2. 消防本部等への伝達

総務班は、市災対本部を設置した場合、消防本部、福岡県、陸上自衛隊、筑紫野警察署等へ伝達し、配備体制等について連携を図る。